



平成29年5月31日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	古川 有里	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

## 平成29年3月分 毎月勤労統計調査結果

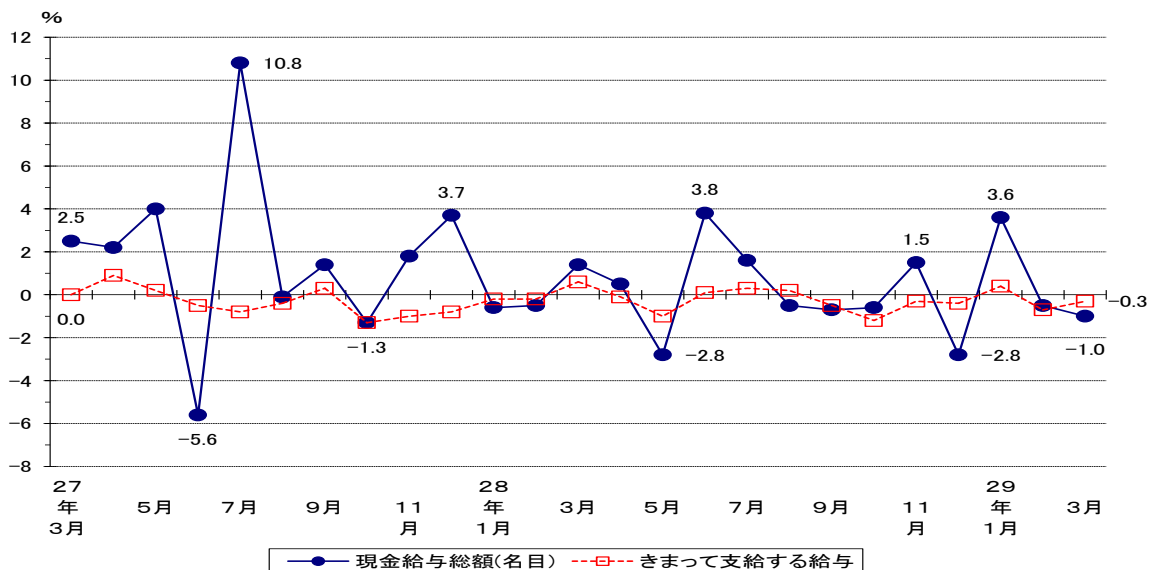
### 賃金

- ・3月のきまって支給する給与は、規模5人以上で235,165円、前年同月比1.3%増で、3ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では264,170円、前年同月比0.3%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で244,179円、前年同月比0.1%減で、3ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では276,995円、前年同月比1.0%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与						特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	所定内給与		所定外給与	実数	前年同月差
								実数	前年同月比			
【事業所規模5人以上】	円		%	%	円	%	%	円	%	円	円	円
調 査 産 業 計	244 179	84.3	4.9	△0.1	235 165	1.6	1.3	218 011	1.8	17 154	9 014	△ 3 416
建 設 業	314 635	75.5	0.4	22.4	314 635	0.3	22.2	307 356	23.1	7 279	0	0
製 造 業	278 418	84.1	4.2	0.1	270 194	1.3	0.7	236 486	0.4	33 708	8 224	△ 1 413
卸 売 業、小 売 業	179 042	84.6	0.6	△2.6	176 075	0.0	△2.7	169 493	△2.0	6 582	2 967	108
医 療、福 祉	274 162	88.1	8.9	2.2	255 250	1.6	1.9	239 110	1.8	16 140	18 912	1 110
【事業所規模30人以上】	円		%	%	円	%	%	円	%	円	円	円
調 査 産 業 計	276 995	85.8	5.7	△1.0	264 170	1.2	△0.3	239 844	△0.2	24 326	12 825	△ 2 189
建 設 業	320 228	83.0	0.7	3.8	320 228	0.8	3.8	308 187	1.7	12 041	0	0
製 造 業	301 979	82.8	5.3	△1.7	290 543	1.5	△1.1	251 550	△1.5	38 993	11 436	△ 2 049
卸 売 業、小 売 業	180 979	93.4	△4.6	8.5	174 339	△6.2	6.6	166 431	7.0	7 908	6 640	3 447
医 療、福 祉	323 149	91.5	10.2	△0.8	295 093	0.7	△1.9	273 428	△1.6	21 665	28 056	3 492

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



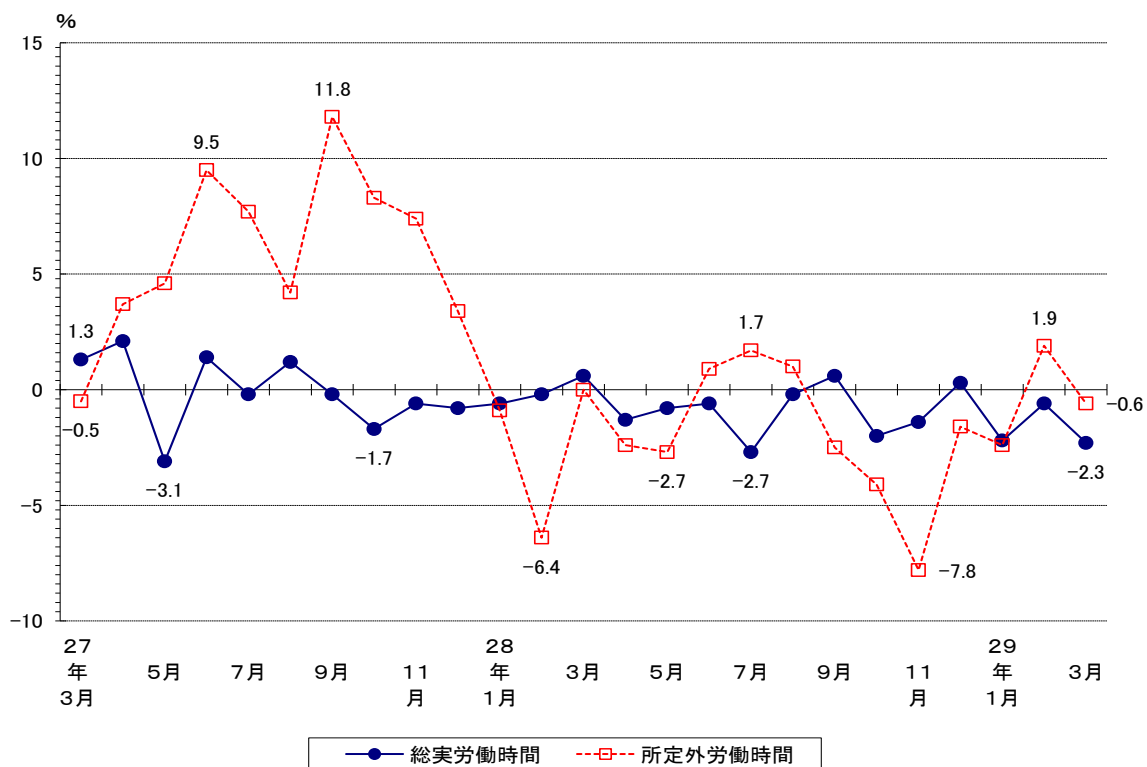
## 労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で141.5時間、前年同月比2.5%減で、16ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では150.4時間、前年同月比2.3%減で、3ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.8時間、前年同月比0.8%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では12.2時間、前年同月比0.6%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間								出勤日数		
	実数				指数				実数	前月差	前年同月差
	時間	指数	前月比	前年同月比	時間	指数	前月比	前年同月比			
【事業所規模5人以上】											
調 査 産 業 計	141.5	95.9	△0.1	△2.5	10.8	5.9	△0.8	18.5	△0.1	△0.5	
建 設 業	153.2	90.6	△7.4	11.6	5.0	△16.6	△0.2	20.2	△1.5	2.0	
製 造 業	168.3	100.5	△2.8	△1.1	18.6	1.7	4.5	19.9	△0.7	△0.3	
卸 売 業、小 売 業	121.1	90.9	△4.3	△6.3	4.5	△11.8	△18.7	17.7	△0.6	△1.5	
医 療、福 祉	136.2	99.3	3.0	2.1	4.5	4.6	10.7	18.6	0.4	0.0	
【事業所規模30人以上】											
調 査 産 業 計	150.4	99.3	0.3	△2.3	12.2	3.5	△0.6	19.0	0.1	△0.4	
建 設 業	156.6	99.6	△7.3	0.2	9.2	7.0	22.3	19.8	△1.8	0.0	
製 造 業	170.0	100.2	△3.1	△2.6	19.6	0.0	3.0	19.7	△0.6	△0.6	
卸 売 業、小 売 業	124.2	94.3	△7.8	△0.8	4.1	△16.4	△5.0	18.3	△1.0	△0.7	
医 療、福 祉	144.4	101.8	5.5	1.2	4.9	8.9	△6.7	18.9	0.7	0.3	

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



## 雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で661,628人、前年同月比0.3%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では345,088人、前年同月比0.1%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で28.4%となり、前年同月差0.3ポイント下降した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者				パートタイム労働者		労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	パートタイム労働者比率	パートタイム労働者比率前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】 調 査 産 業 計	661 628	101.5	△ 0.1	△ 0.3	35.7	0.4	1.64	1.90
建 設 業	44 798	119.4	0.2	3.0	11.3	△ 11.2	0.43	0.24
製 造 業	172 821	98.5	0.9	△ 1.3	18.1	△ 0.2	1.13	0.76
卸 売 業、小 売 業	102 236	96.4	△ 0.1	△ 3.2	58.9	2.8	2.59	2.63
医 療、福 祉	87 816	98.2	△ 0.5	△ 1.6	30.4	△ 5.7	1.24	1.71
【事業所規模30人以上】 調 査 産 業 計	345 088	99.4	△ 0.5	△ 0.1	28.4	△ 0.3	1.19	1.60
建 設 業	10 297	100.4	△ 1.0	0.2	15.1	△ 5.3	0.00	1.02
製 造 業	123 277	97.7	0.2	△ 1.5	14.1	0.3	0.94	0.73
卸 売 業、小 売 業	37 959	95.0	△ 0.1	△ 2.0	65.8	△ 2.2	1.20	1.35
医 療、福 祉	54 811	98.7	△ 0.9	△ 1.0	23.0	△ 2.3	1.31	2.22

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

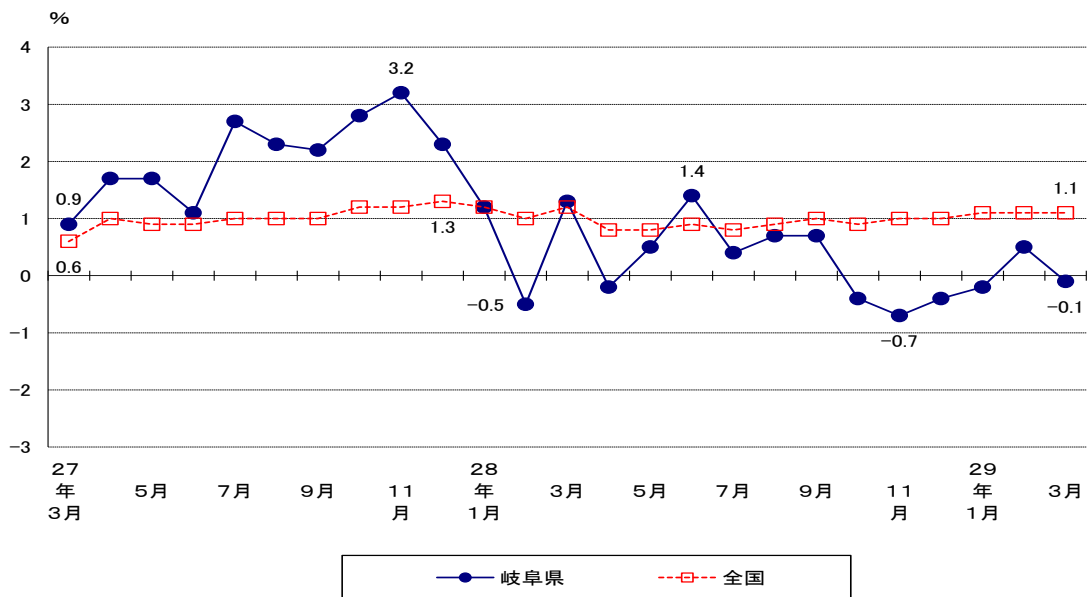
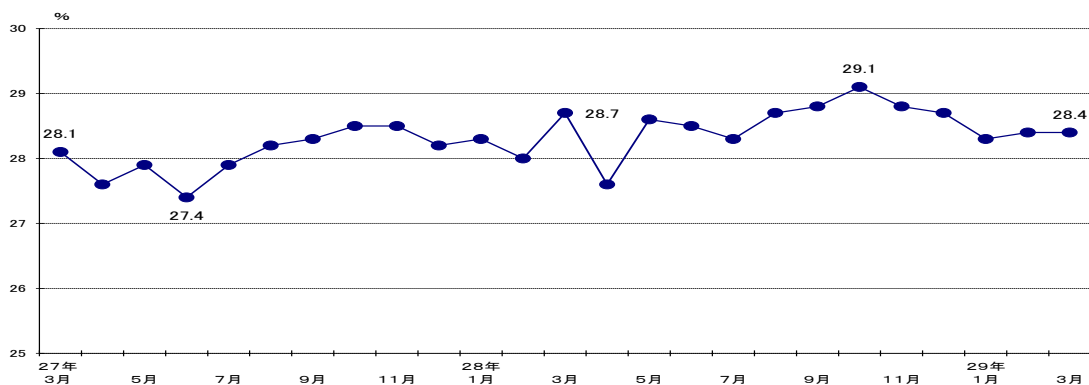


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



## 【利用上の注意】

- 1 平成 29 年 1 月分調査から、賃金・労働時間及び雇用指数は平成 27 年平均を 100 とする平成 27 年基準を使用。これに伴い、平成 28 年 12 月分までの指数を平成 27 年平均が 100 となるように改訂した。
- 2 平成 28 年 12 月分までの増減率は平成 22 年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、平成 27 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。  
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 5 現在の指数の基準時は、平成 27 年（2015 年）である。
- 6 常用労働者とは、
  - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
  - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。のいずれかに該当する者をいう。
- 7 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
  - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
  - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

## 【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>